

新潟県条例第49号

新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例

新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する特例) 第32条の3 (略) 2・3 (略)	(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する特例) 第32条の3 (略) 2・3 (略) <u>4 前項の都市計画について、都市計画法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意を行うに当たっては、知事は、評価書の記載事項に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。